

愛媛県バイオマス利活用促進連絡協議会会則

(名称)

第1条 本会の名称は「愛媛県バイオマス利活用促進連絡協議会」(以下「連絡協議会」という。)とする。

(目的)

第2条 連絡協議会は、「愛媛県バイオマス活用推進計画」の具体化を推進し、県内において、バイオマス資源の生産の促進、収集・運搬の効率化、利活用技術の開発・普及、バイオマス製品の生産・流通・消費の拡大等の取組みが総合的・効果的に展開されるよう、関係機関・団体間の情報交換、連絡調整等を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 連絡協議会は、前条に掲げる目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) バイオマスの利活用促進のための普及・啓発に関すること
- (2) バイオマスの利活用促進のための情報の収集・提供に関すること
- (3) バイオマスの利活用促進のための関係機関・団体の連絡調整に関すること
- (4) その他バイオマスの利活用に関すること

(会員)

第4条 連絡協議会の会員は、バイオマスの利活用に理解と関心を有し、バイオマス資源の生産、収集・運搬、利活用技術の開発・普及、バイオマス関連製品の生産・流通・消費等に取り組み又は取り組む意思のある機関・団体等で構成する。

(会長)

第5条 連絡協議会に会長1名を置き、会長は連絡協議会の会務を総理する。

- 2 会長は、愛媛県環境創造センター所長とする。
- 3 会長に事故があるとき又は不在のときは、あらかじめ会長が指名した幹事が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 連絡協議会の会議は、会長が招集し、議長となる。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、会員以外の者を会議に出席させ、その意見を求めることができる。

(幹事)

第7条 連絡協議会に幹事25名以内を置く。

- 2 幹事は、連絡協議会の構成員の互選により選出する。
- 3 幹事は、主要事項の協議等を行うため、必要に応じて幹事会を開催する。

(部会)

第8条 連絡協議会に部会を置くことができる。

(事務局)

第9条 連絡協議会の事務局は、愛媛県県民環境部環境局環境政策課に置く。

(その他)

第10条 この会則に定めるもののほか、連絡協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この会則は、平成 16 年 11 月 16 日から施行する。

附 則

この会則は、平成 21 年 3 月 13 日から施行する。

附 則

この会則は、平成 24 年 8 月 3 日から施行する。